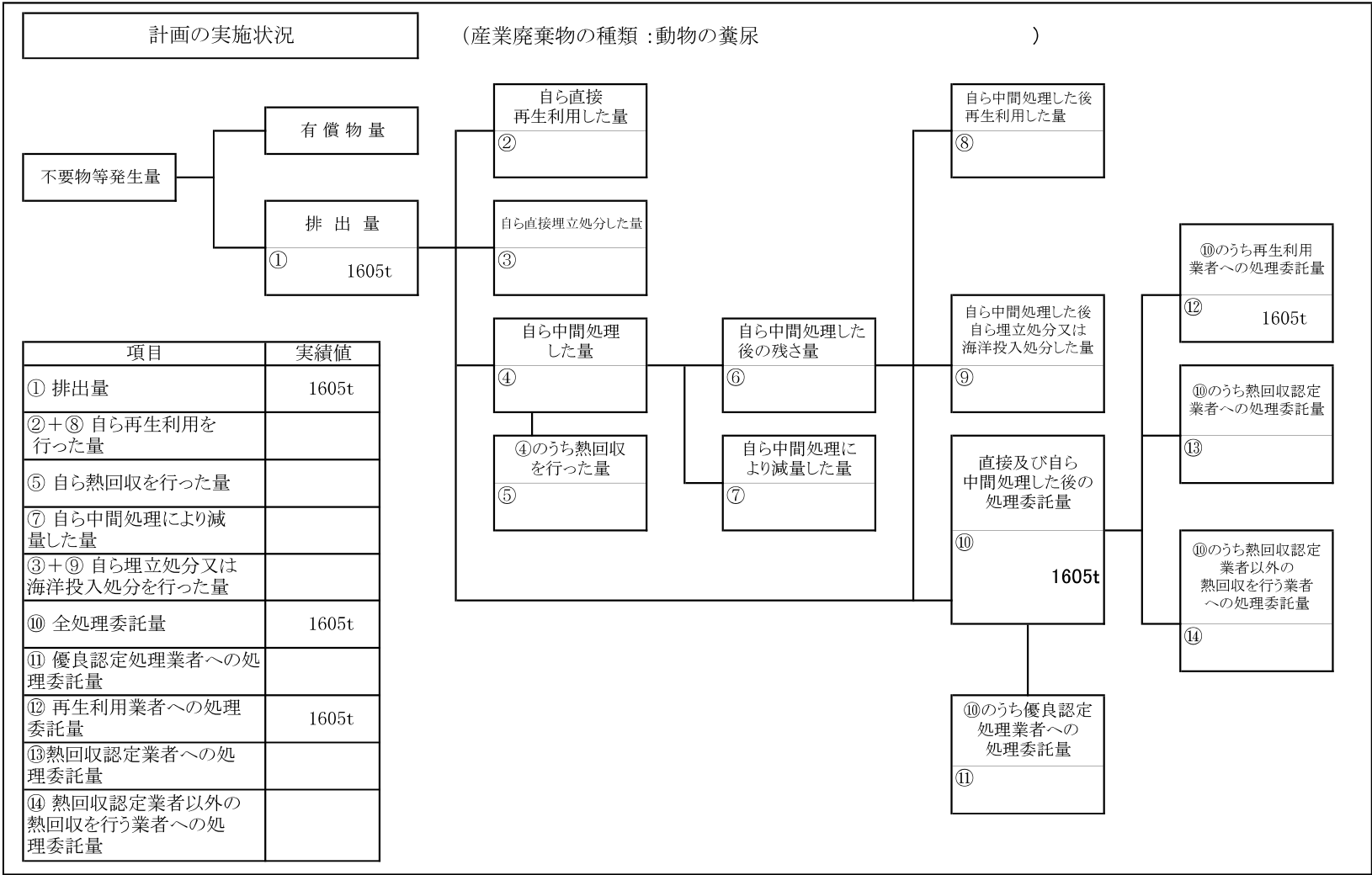
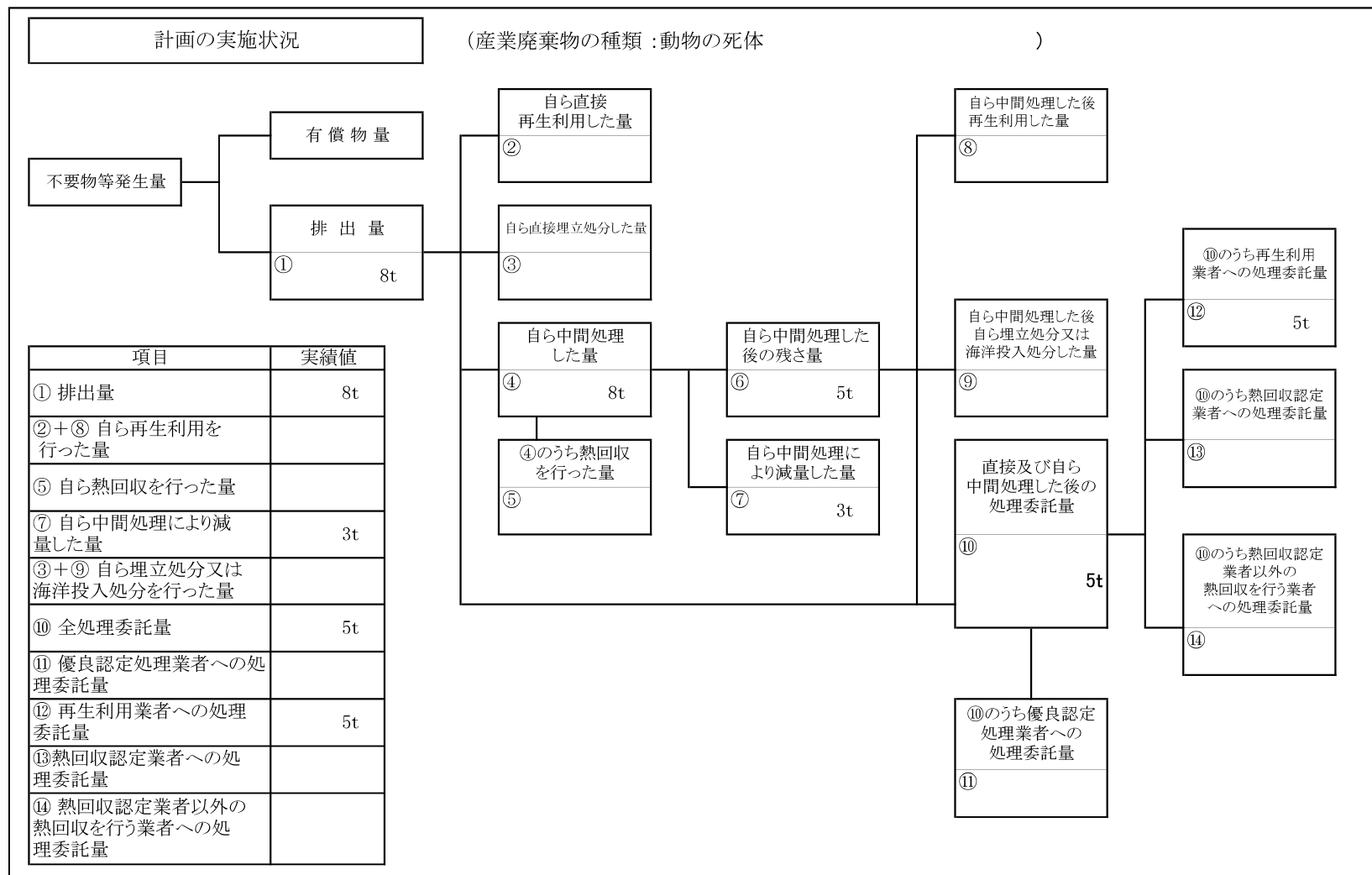


産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
2025年 5月 28日			
豊橋市長 殿			
提出者 小林 芳幸			
住所 豊橋市小島町字下田濃240			
氏名 (有) アツミファーム			
代表取締役 九島 直樹			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号 0532-21-1771			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2024年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	(有) アツミファーム豊橋農場		
事業場の所在地	豊橋市小島町字下田濃240		
事業の種類	01：農業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	R7.4.1～R8.3.31		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	1808 t	全処理委託量	1805 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	1805 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	3 t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			



※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



(第2面)

※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。

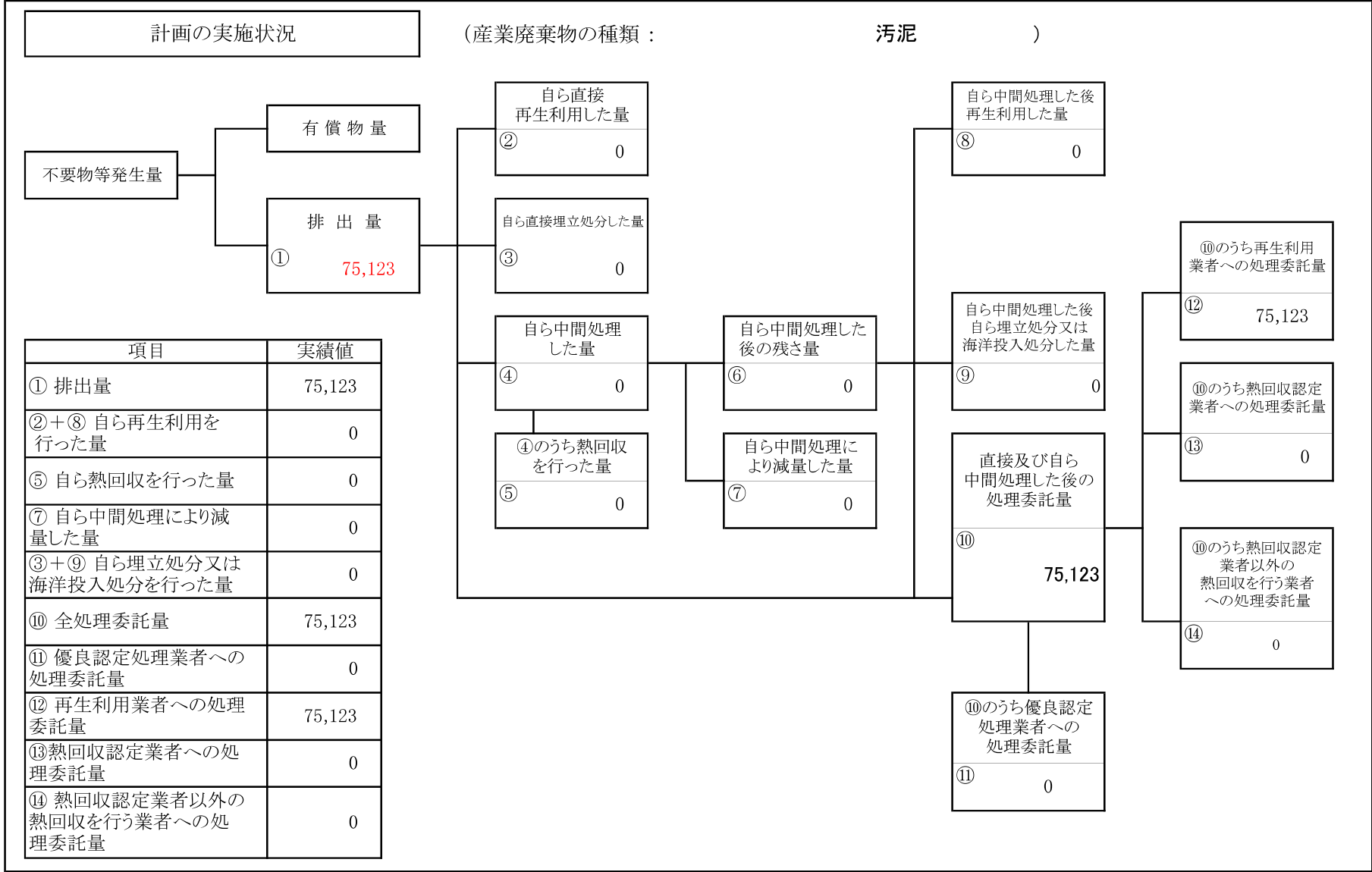
(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。

(1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書				
令和7年 月 日				
豊橋市長 殿				
提出者				
住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号				
氏名 愛知県公営企業管理者				
企業庁長 権田 裕徳				
電話番号 052-961-2111				
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。				
事業場の名称	愛知県東三河水道事務所 豊橋浄水場			
事業場の所在地	豊橋市東小鷹野二丁目9番地1			
事業の種類	36：水道業			
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
産業廃棄物処理計画における目標値				
	項目	目標値	項目	目標値
	排出量	84,151 t	全処理委託量	84,151 t
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0 t
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への処理委託量	84,151 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t
※事務処理欄				

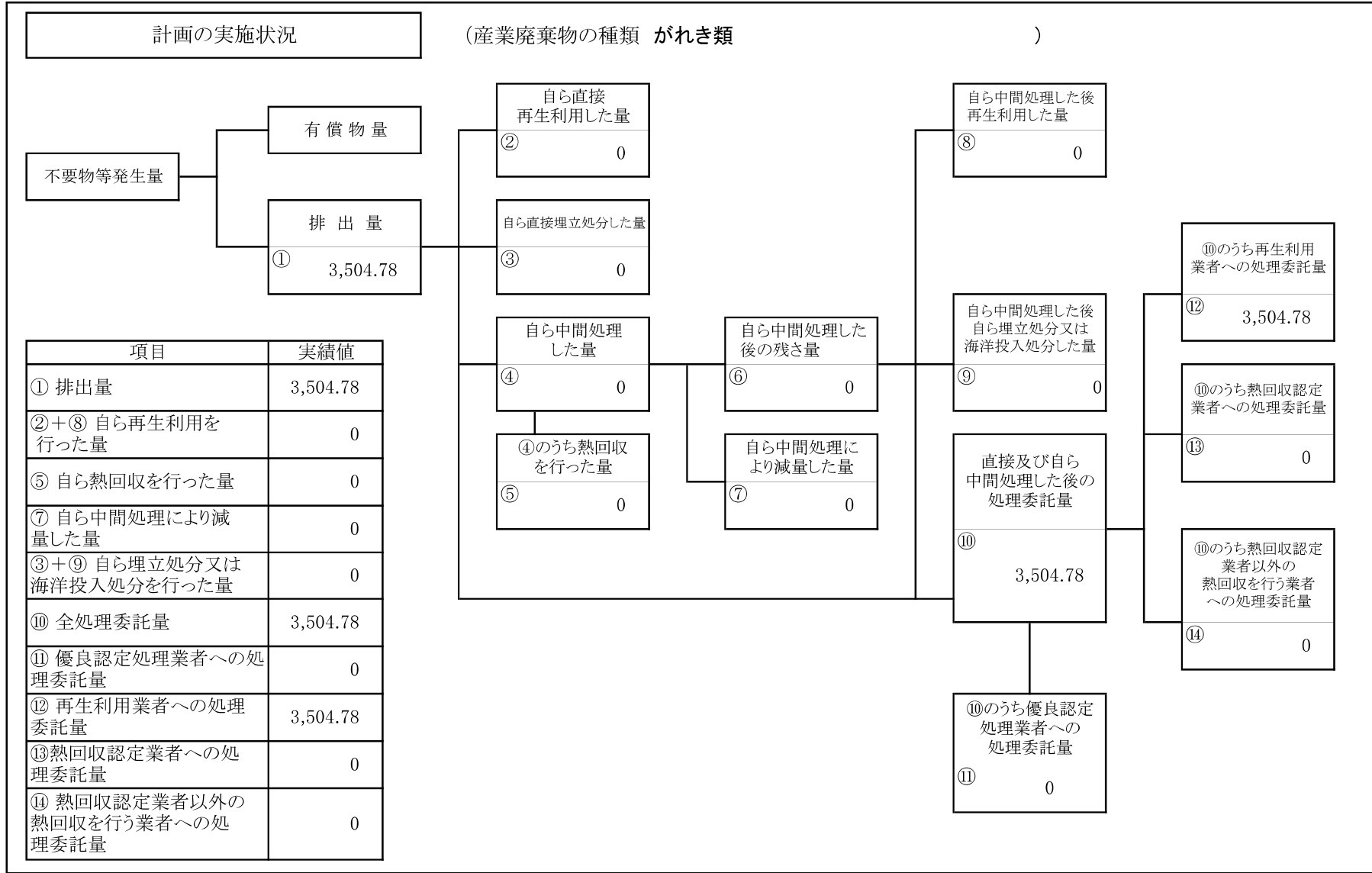


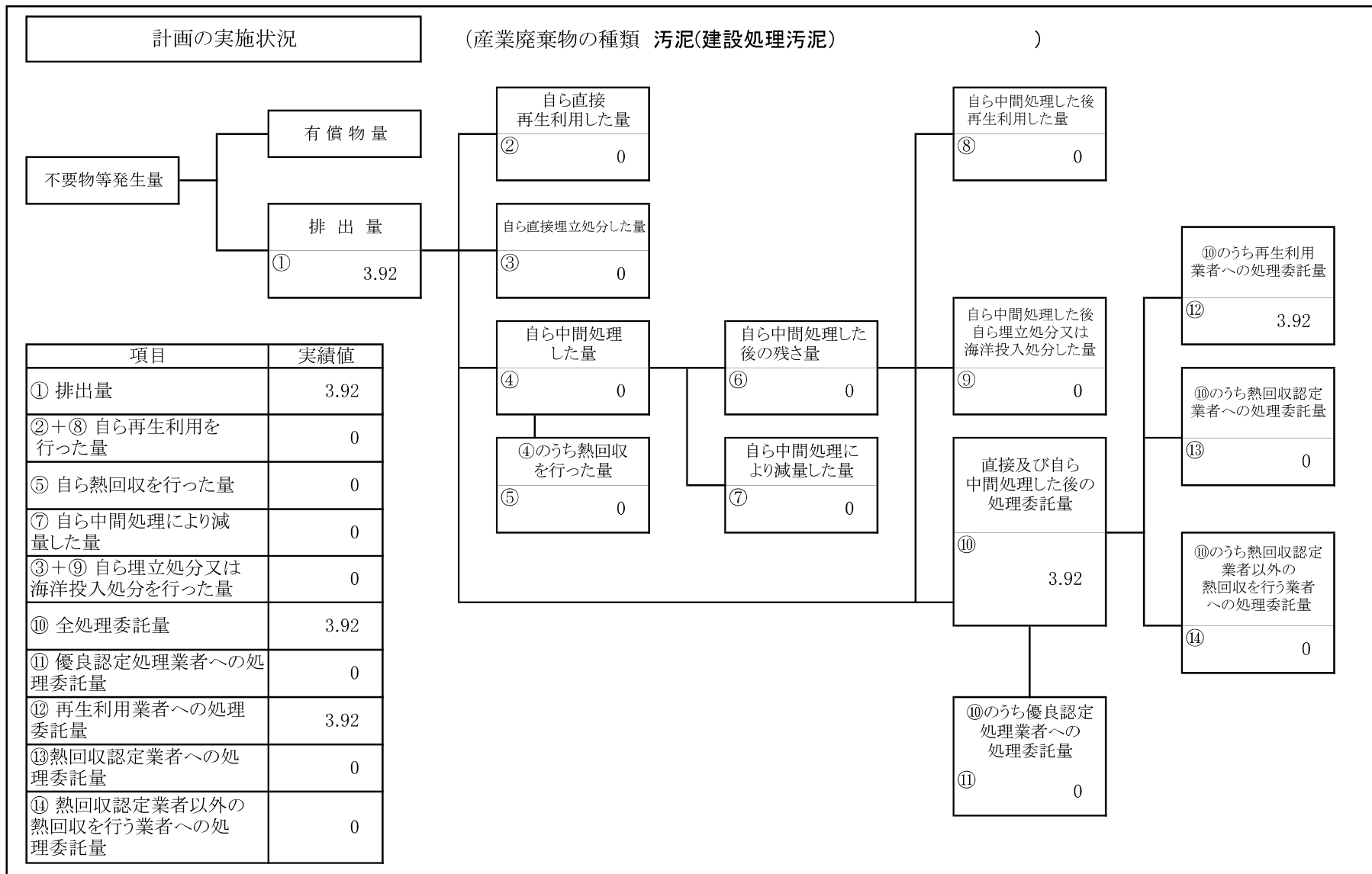
(第3面)

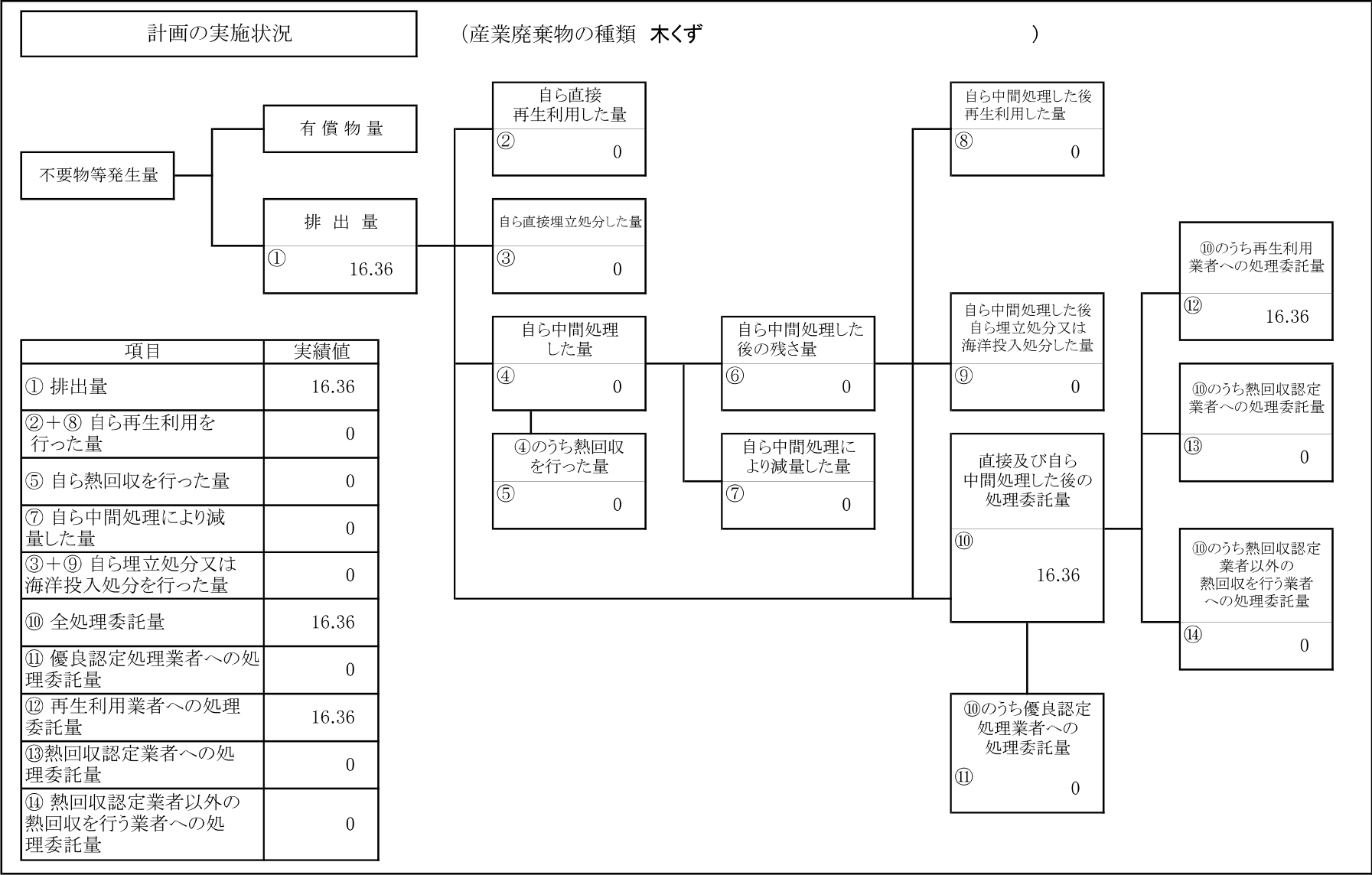
備考

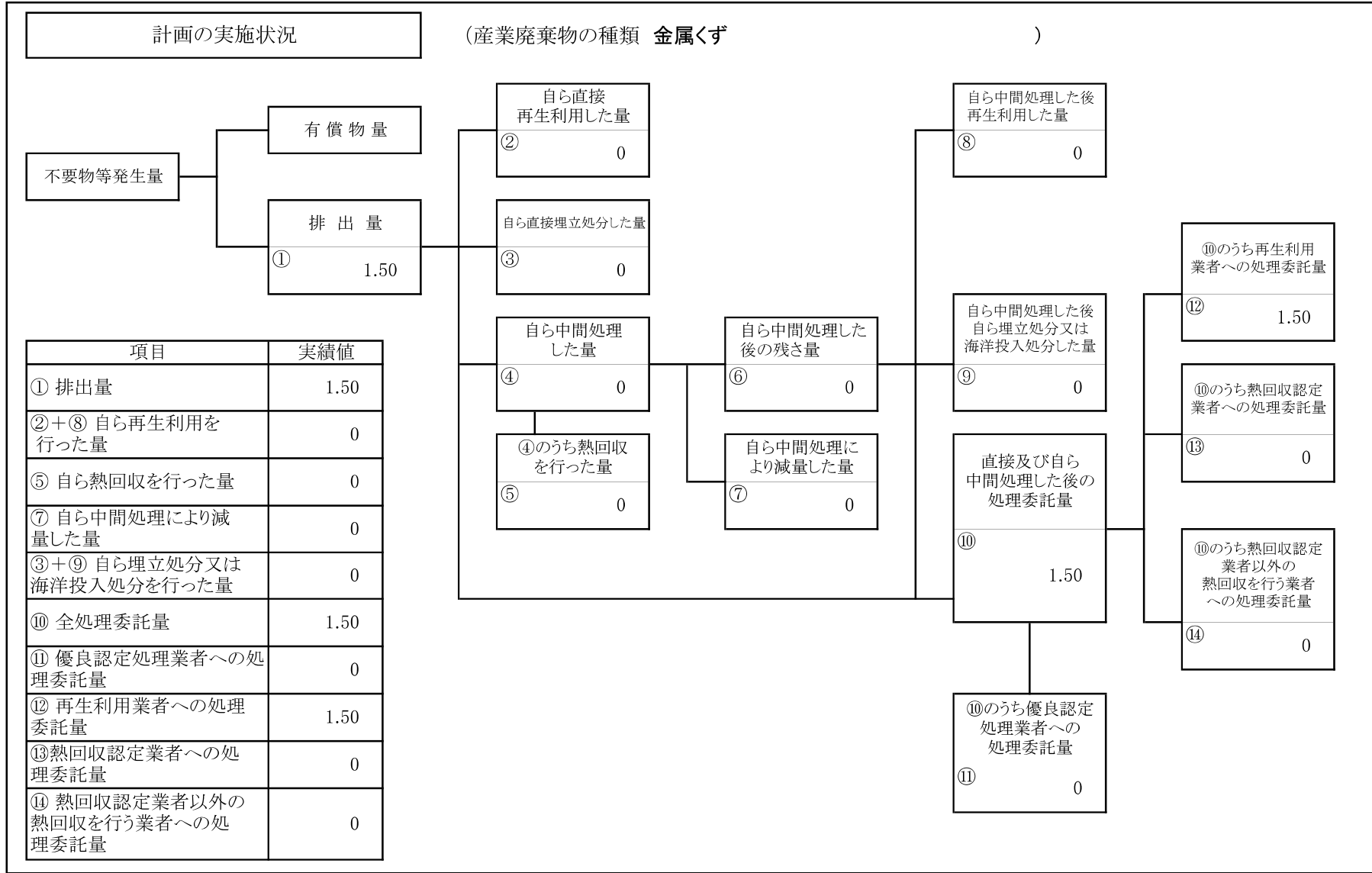
- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

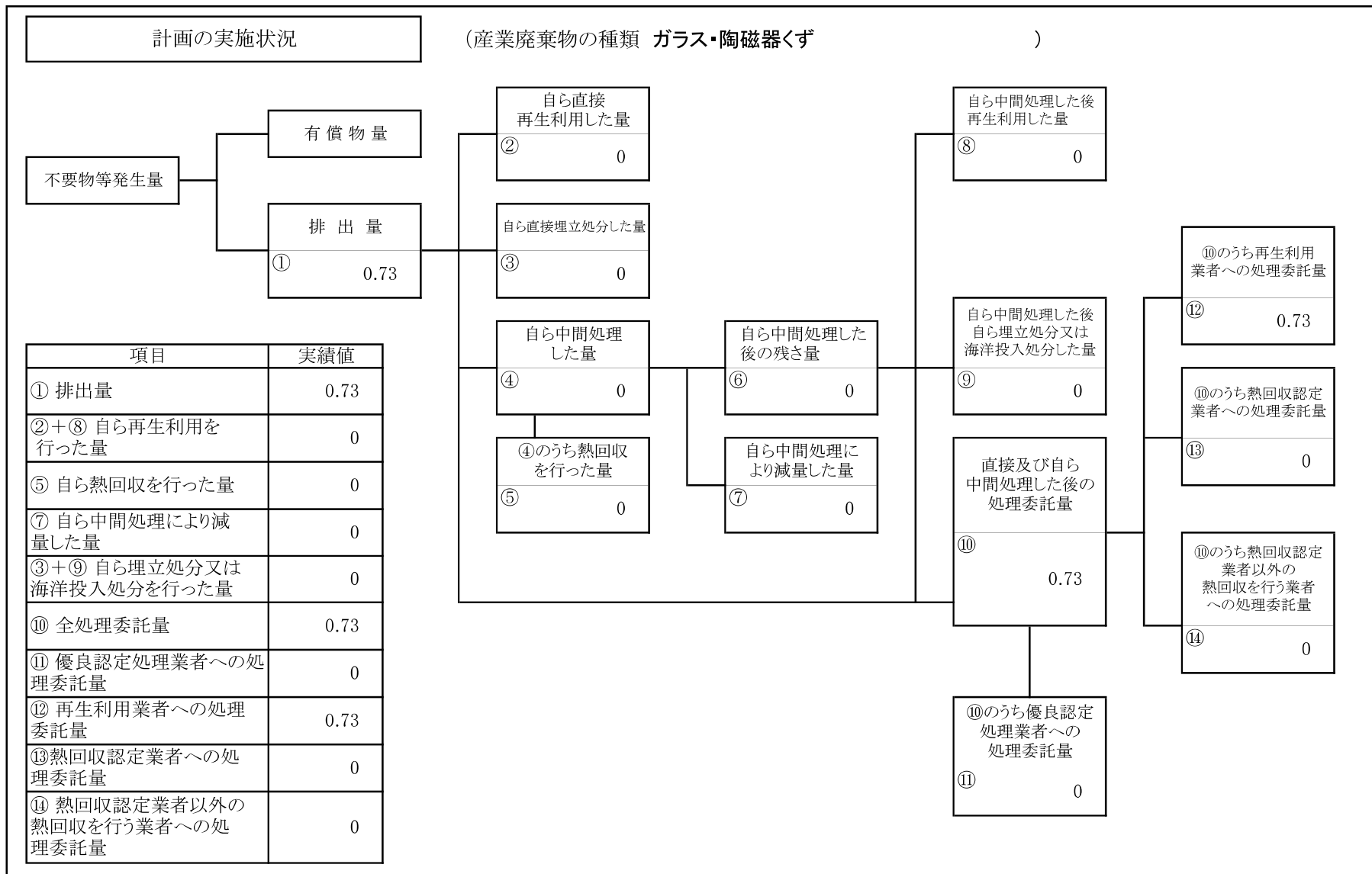
産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
令和7年 5月30日			
豊橋市長 殿			
提出者			
住所 豊橋市中郷町7番地			
氏名 東三建設株式会社 代表取締役 柴田督子			
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号 0532 - 31 - 3171			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	東三建設株式会社		
事業場の所在地	豊橋市中郷町7番地		
事業の種類	06：総合工事業		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年 4月 1日 ～ 令和7年 3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	4,306.1t	全処理委託量	4,306.1t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	4,306.1t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

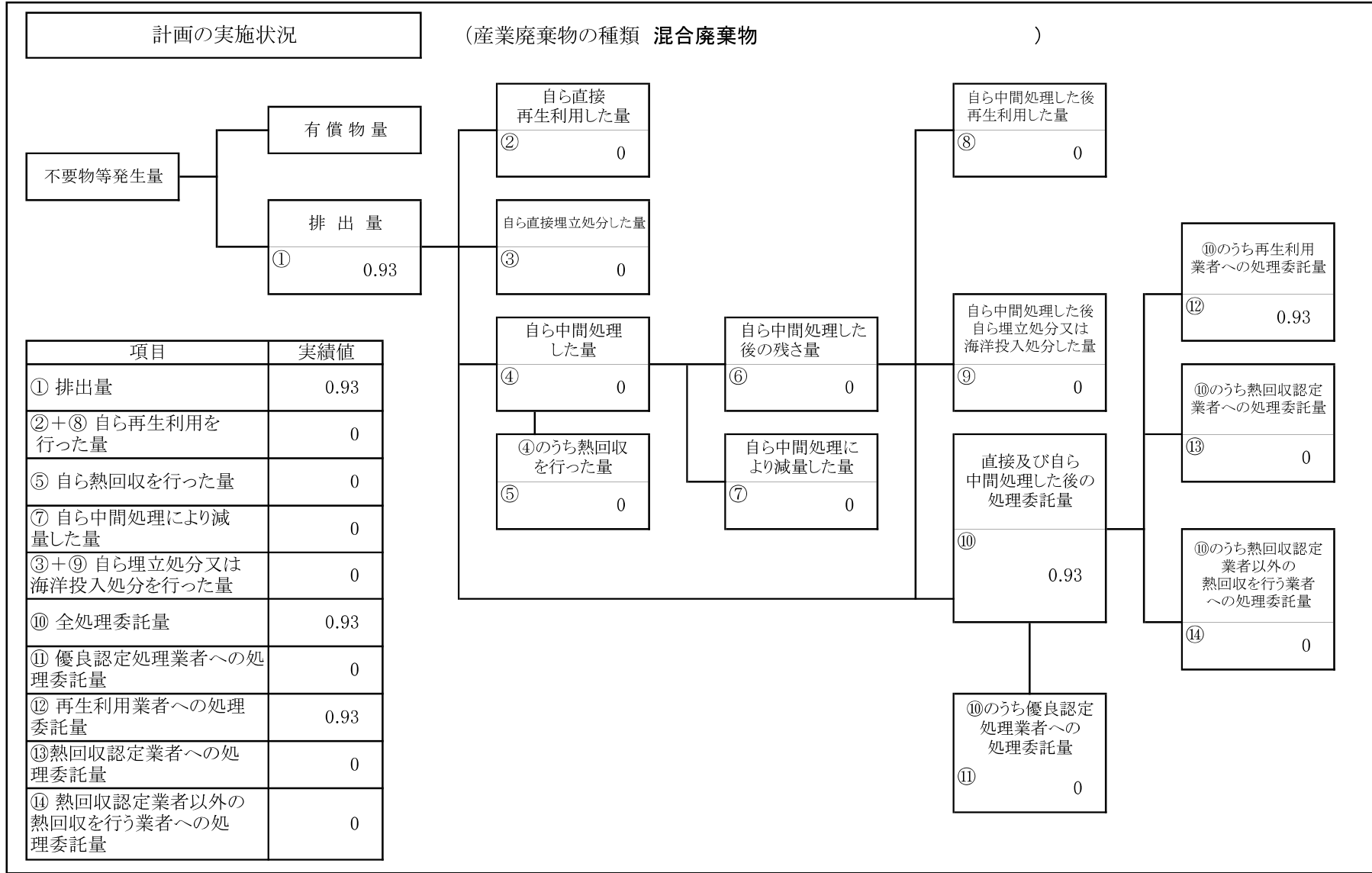












(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

R7年5月26日

豊橋市長 殿

提出者

愛知県豊橋市細谷町字中ノ島97番地の2

住所

彦坂牧場株式会社

氏名

代表取締役 彦坂光廣

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

21-3087

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	〒441-8113 愛知県豊橋市細谷町字中ノ島97-2 彦坂牧場株式会社
事業場の所在地	TEL・FAX (0532) 21-3087
事業の種類	農業
産業廃棄物処理計画における計画期間	R6 4.1 ~ R7.3.31

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	700 t	全処理委託量	t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

※事務処理欄

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ふくみ)

不要物等発生量

有償物量

排出量
① 800

項目	実績値
① 排出量	<u>800</u>
②+⑧ 自ら再生利用を行った量	
⑤ 自ら熱回収を行った量	
⑦ 自ら中間処理により減量した量	
③+⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩ 全処理委託量	
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	
⑫ 再生利用業者への処理委託量	
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

自ら直接再生利用した量
②

自ら直接埋立処分した量
③

自ら中間処理した量
④

④のうち熱回収を行った量
⑤

自ら中間処理した後の残さ量
⑥

自ら中間処理により減量した量
⑦

自ら中間処理した後再生利用した量
⑧

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
⑨

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量
⑩

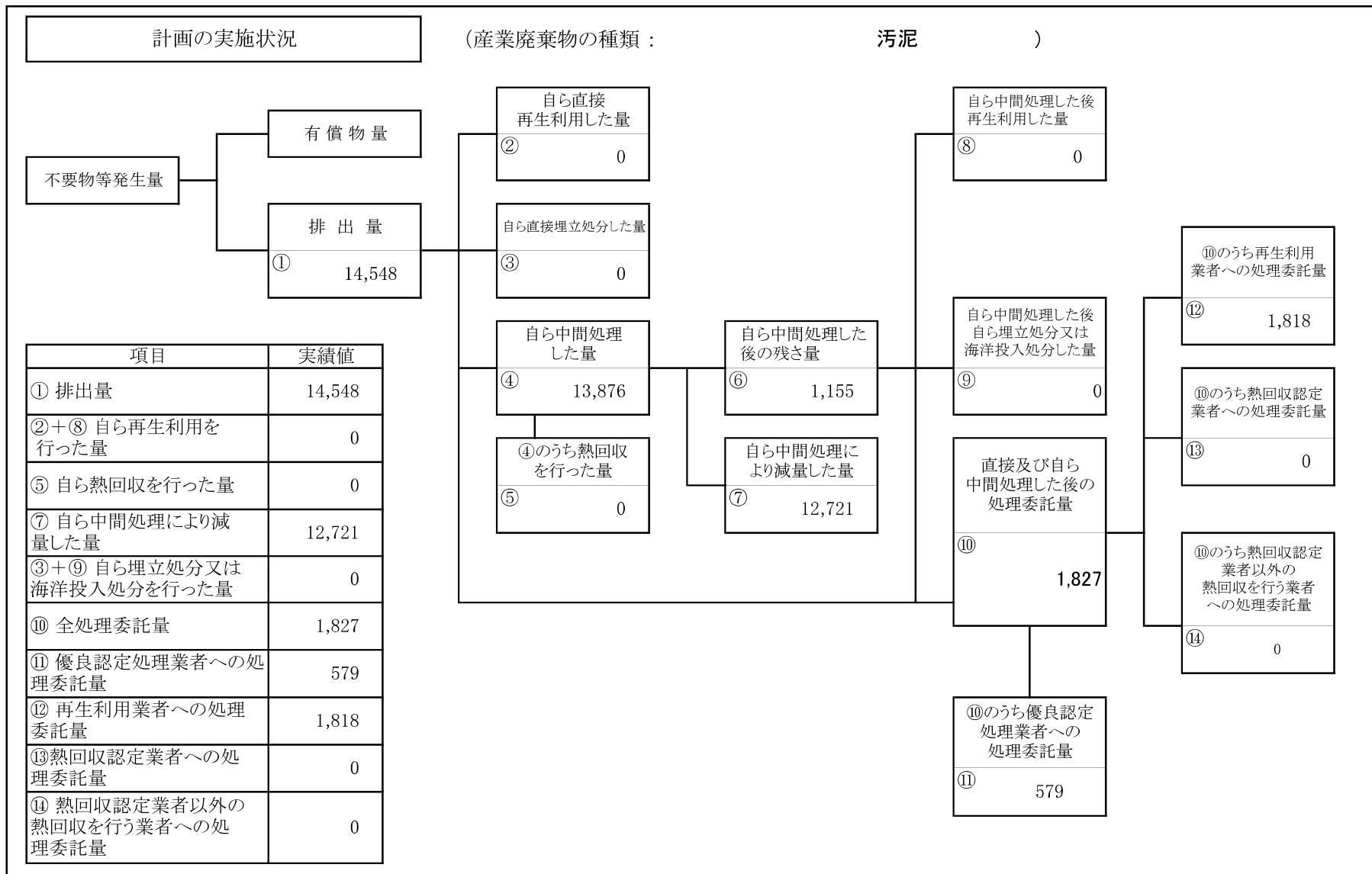
⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量
⑪

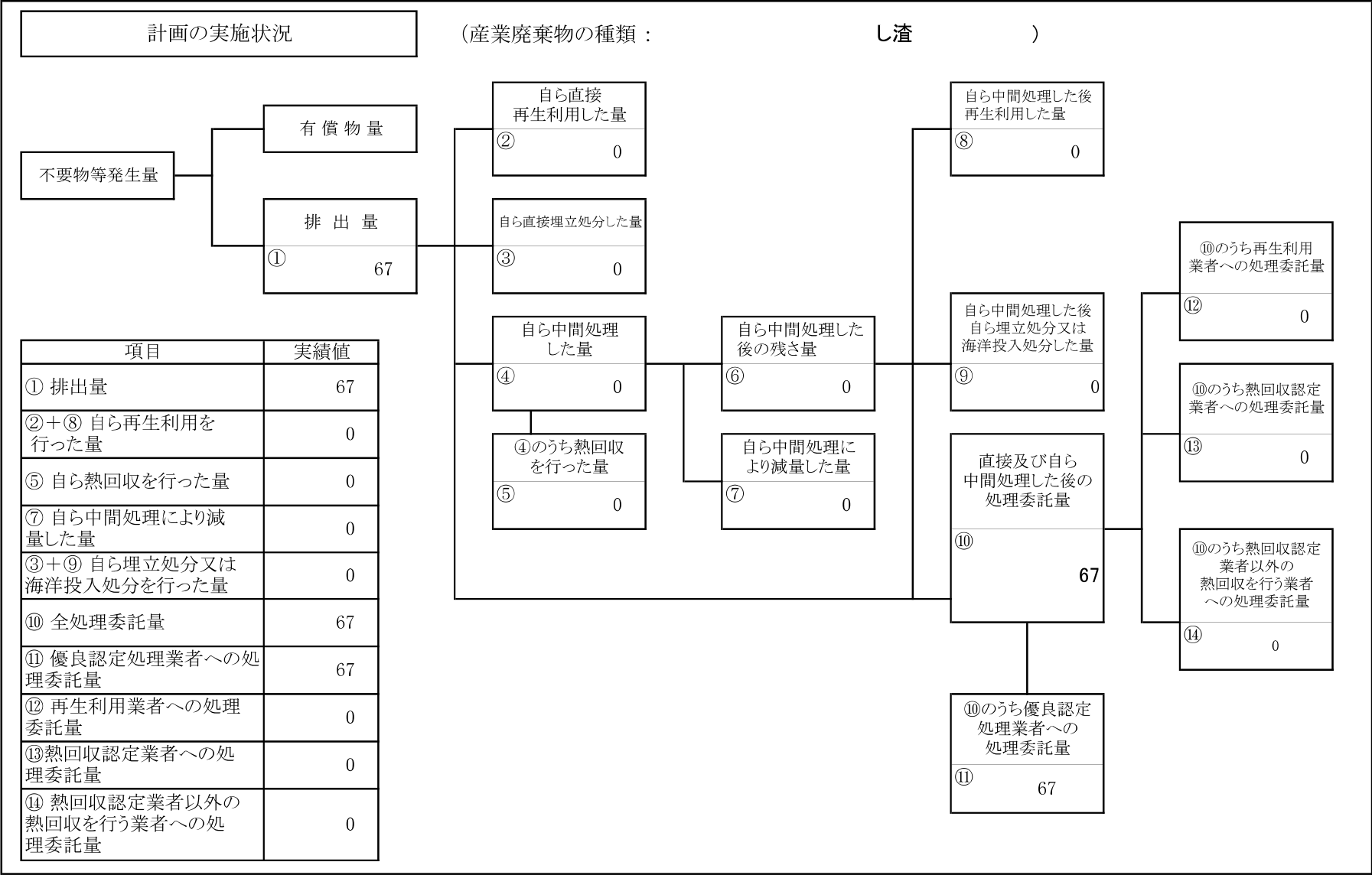
⑩のうち再生利用業者への処理委託量
⑫

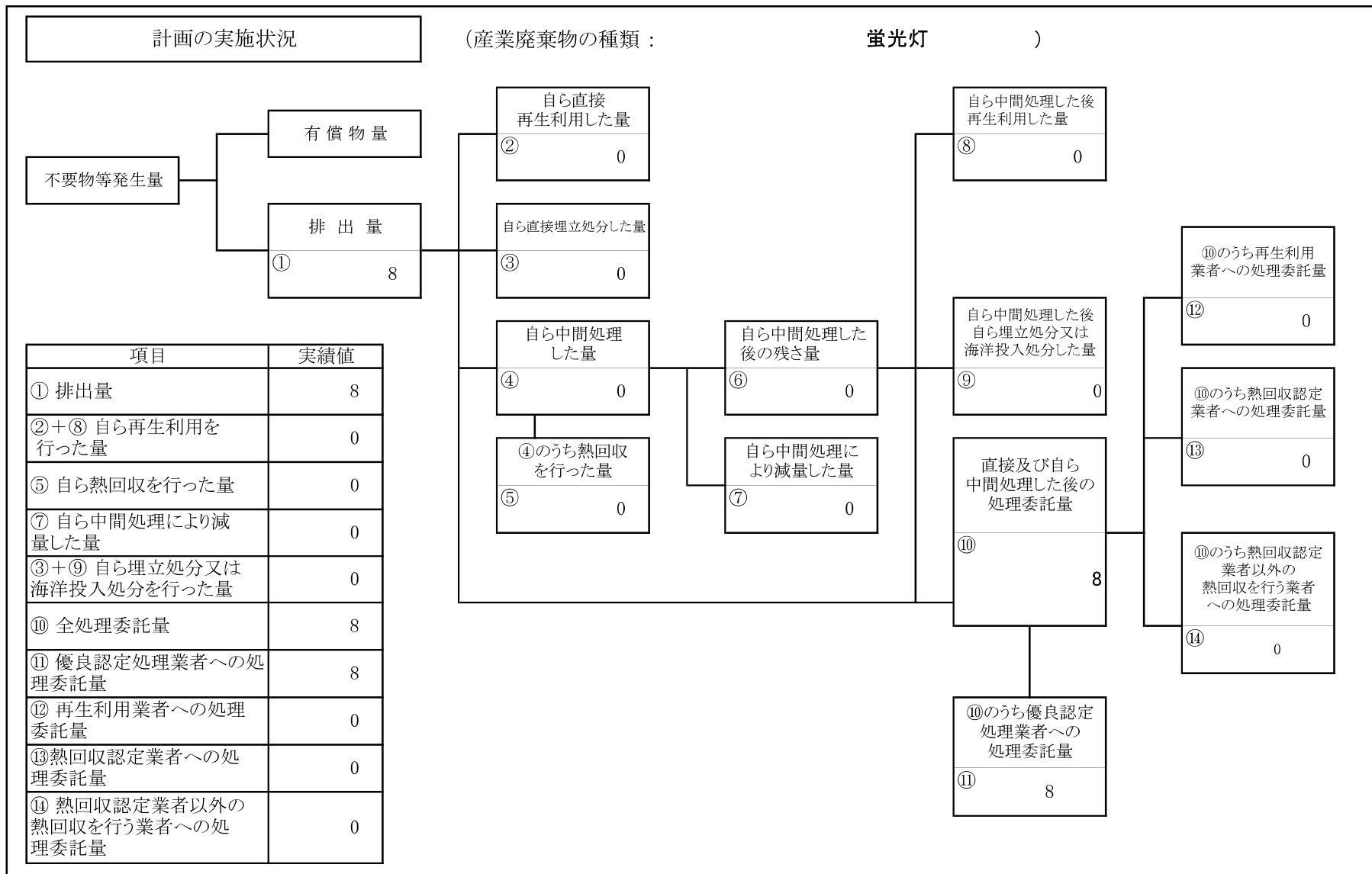
⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑬

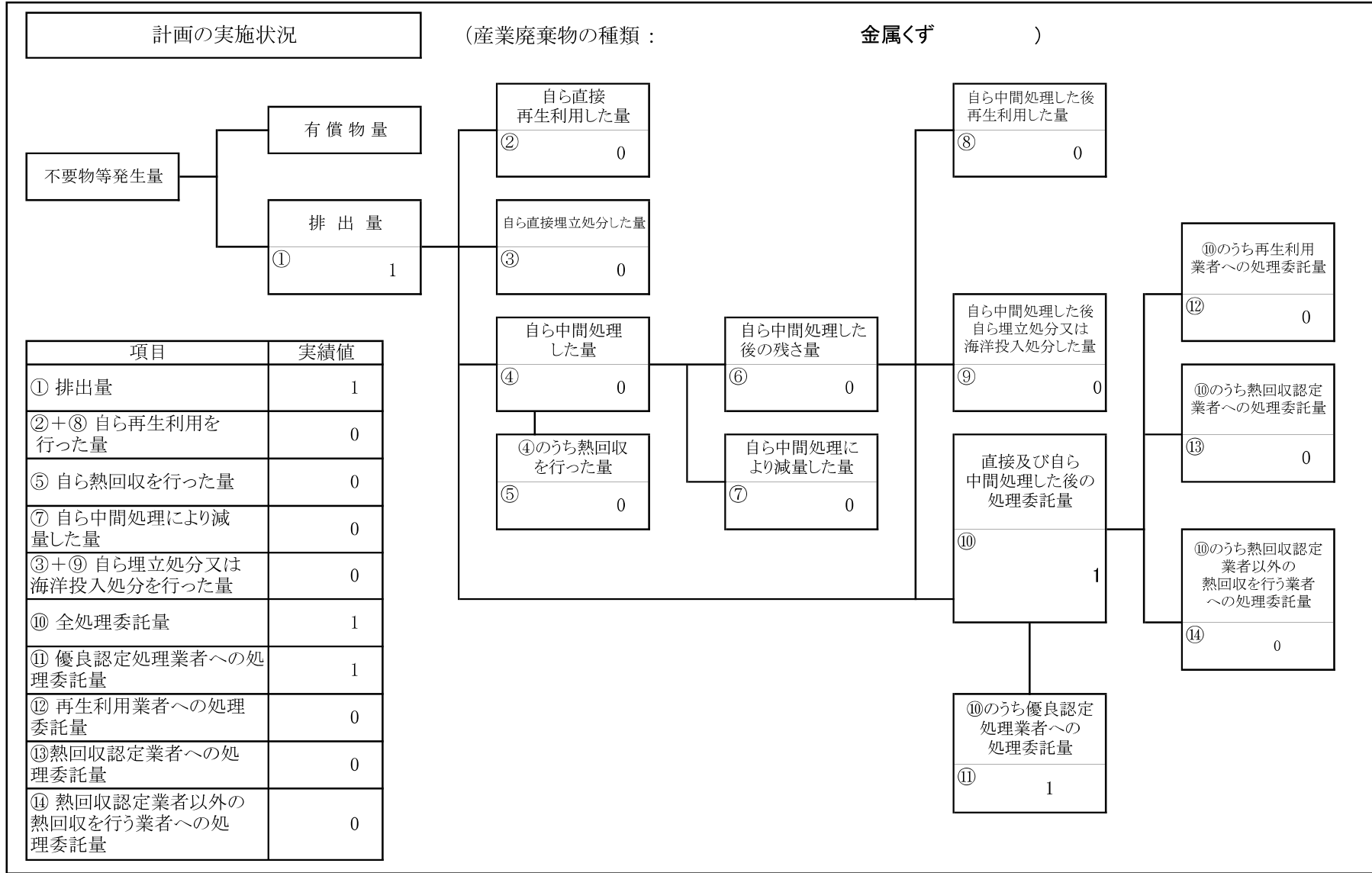
⑩のうち熱回収認定業者以外の業者への処理委託量
⑭

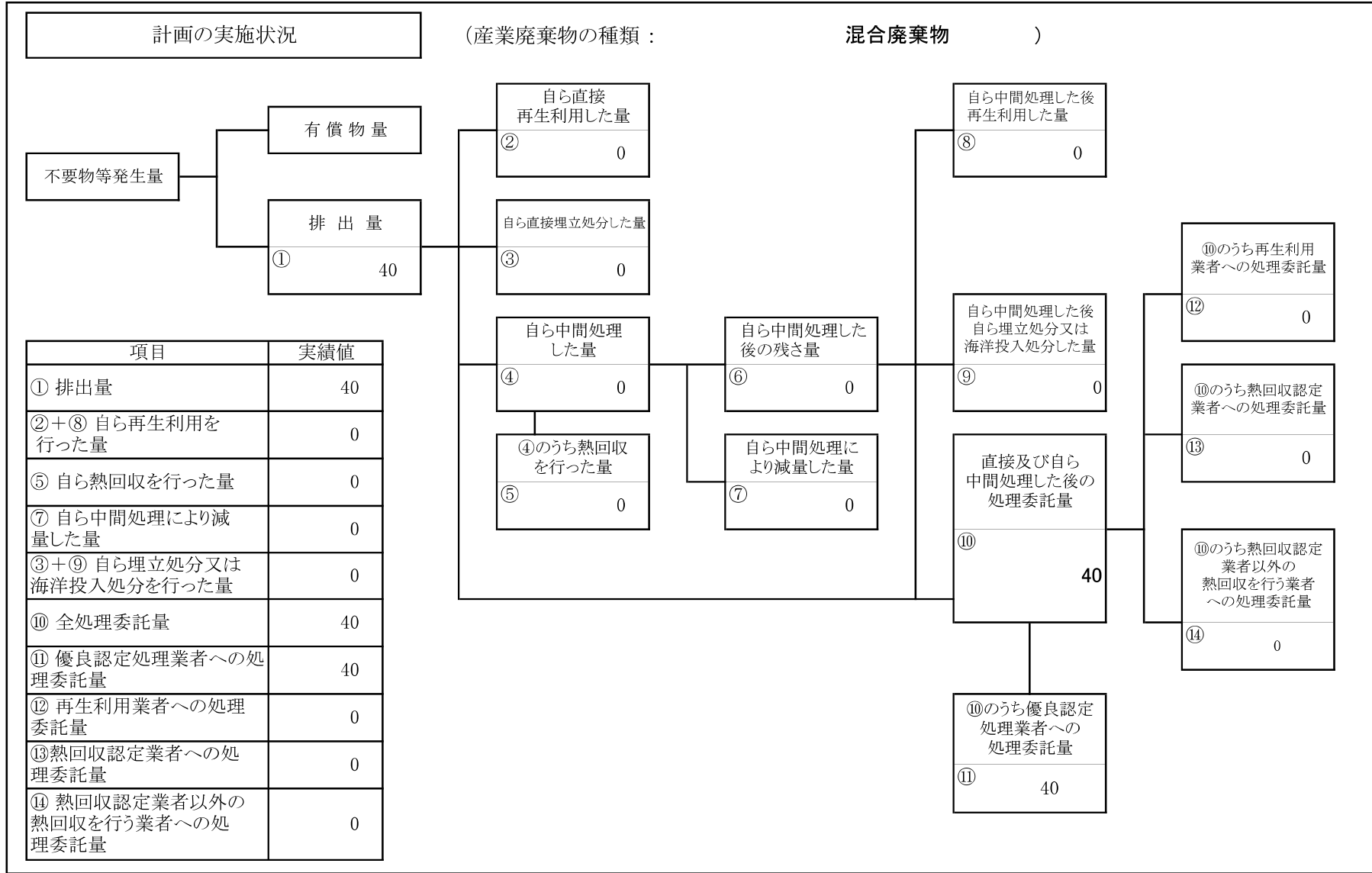
産業廃棄物処理計画実施状況報告書				7 東建第 6 7 5 号 令和 7 年 6 月 2 日			
豊橋市長 殿							
提出者							
住所 愛知県名古屋市中区三の丸 3 - 1 - 2							
氏名 流域下水道管理者 愛知県知事 大村 秀章							
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)							
電話番号 0 5 2 - 9 6 1 - 2 1 1 1							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和 6 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。							
事業場の名称		豊川浄化センター					
事業場の所在地		愛知県豊橋市新西浜町1-3					
事業の種類		3 6 : 水道業					
産業廃棄物処理計画における計画期間		令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 3 1 日					
産業廃棄物処理計画における目標値							
項目		目標値		項目		目標値	
排出量		15020 t		全処理委託量		2050 t	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		0 t		優良認定処理業者への処理委託量		1490 t	
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		0 t		再生利用業者への処理委託量		2040 t	
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		12980 t		認定熱回収業者への処理委託量		0 t	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		0 t		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		0 t	
※事務処理欄							











(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。